

事業の概要

都市計画の決定内容

| | | | | | |
|----|---------------|------|----|----|----------|
| 名称 | 鳥取都市計画道路 | | 位置 | 起点 | 鳥取市西円通寺 |
| | 3・3・2号西円通寺裁判所 | | | 終点 | 鳥取市西町一丁目 |
| 延長 | 約9,210m | 車線の数 | 4 | 幅員 | 25m |

路線の概要

当路線は、鳥取市西円通寺地内を起点として、同市西町一丁目地内を終点とする延長約9,210メートルの幹線街路であり、岡山市を起点とし鳥取市を終点とする国道53号の一部区間であるとともに市道智頭街道により形成されている。

本路線は、昭和8年に当初決定されており、その後、順次整備を進めるとともに社会経済状況の変化に合わせて都市計画変更が行われ、現在の都市計画は平成6年7月に決定されている。

変更内容・理由

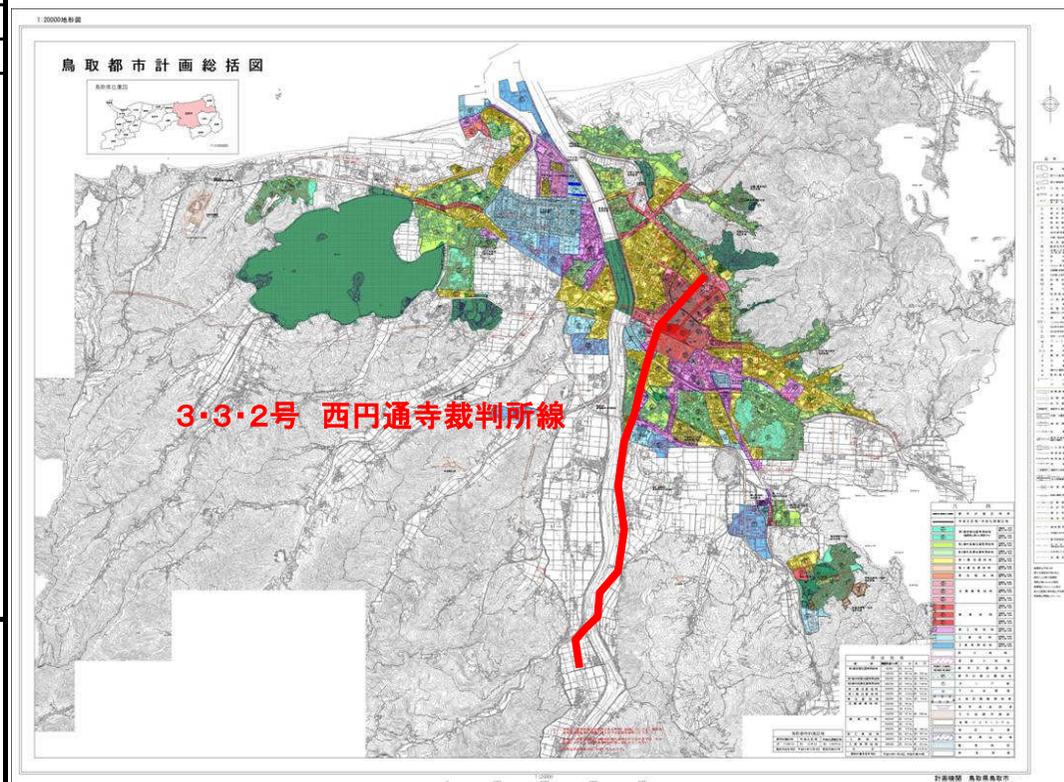
【内容】

- ①鳥取南インターチェンジ（円通寺ハーフインター）の追加に伴い区域の見直しを行う。
- ②延長L=9,210mの全線において車線数を決定する。（4車線）

【理由】

- ①周辺の産業拠点や観光拠点のアクセス性の向上、周辺住民の利便性の向上及び医療機関への迅速な移動、現在混雑している国道53号の交通量の分散を目的にインターチェンジを追加する。
- ②都市計画法の改正により、車線数を都市計画で定めることとなっているため。

路線位置図



設計諸元

| | |
|------|----------------|
| 延長 | L=9,210m |
| 道路規格 | 第3種第2級 |
| 設計速度 | V=60km/h |
| 交通量 | 11,000台/日(H42) |
| 道路幅員 | w=25.0m |
| 車線数 | 4車線 |

都市計画の決定経緯

| | | | |
|-----------|----------------------|-----------|------------------|
| S8.6.14 | 当初決定：停車場叶線、富安裁判所線 | S45.3.13 | |
| S27.5.2 | 富安裁判所線の幅員変更 | S47.12.19 | |
| S36.12.16 | 路線名変更：富安裁判所線、停車場南口叶線 | S51.3.2 | 名称変更：八坂裁判所線 |
| | | S52.3.4 | 番号変更：1・3・2→3・3・2 |
| S42.10.3 | 路線統合：叶裁判所線 | H1.3.31 | 延伸：西円通寺裁判所線 |
| | | H6.7.1 | R29交差部を変更 |